

NTTは、子会社であるテルウェル東日本の賃下げ強要 (契約社員 = 一律賃金制度の強要) を是正するよう指導せよ！！

NTT (日本電信電話株式会社 = 持株会社) の傘下にある東日本電信電話株式会社 (NTTが株式の100%を保有) が91・6%の株式を保有する子会社であり、同社から電報の受付業務等を受託している、テルウェル東日本株式会社は、本年5月、パートタイマー社員に「契約社員」への移行を呼びかけました。

社員は、雇用が安定し、待遇も改善されると期待しましたが、発表された内書は、時給も、勤務時間も異なるパートタイマー社員に、一律の月給とチーフ手当を支給する、勤務時間も一律7時間30分とするものでした。多くのパートタイマー社員にとっては、勤務時間が長くなり、収入がダウンするもので、それまでの低賃金が更に低下して、ワーキングプア状態となる内容でした。

4名のパートタイマーはこれに疑問を抱いて神奈川シティユニオンに加入して団体交渉に臨みました。Aさん、Bさんは、夜間時間幕の勤務でチーフを務めていましたので、勤務時間が30分延長され、従来は1時間300円のチーフ早出が支給されていたのに対して、チーフ手当月額15,000円 (従来は、月20日間勤務で、42,000円) であるため、大幅な賃下げとなるため等の理由で、契約社員への移行を拒否しました。

これに対して、会社は、Aさん、Bさんの勤務を週5日間から、週4日間に変更すると通告し、これを実施しました。6月から団体交渉を積み重ねてきたのに、パートタイマー社員を希望した場合、勤務日を変更することを具体的に明らかにしたのは、雇用契約終了日の前日であり、労働条件が低下する契約社員を選択するか、パートタイマーを遭択すれば、勤務日の減少により、収入がダウンするか、到底納得の出来ない二つの選択肢から、一つを遇択しないかぎり、有期雇用契約を解約するという、労働条件の不利益変更を強要するものが、契約社員への移行提案であったのです。

これは、会社の都合を一方的にパートタイマー社員に強要するものであり、そもそも、時給も勤務時間も異なるパートタイマー社員に一律の月給とチーフ手当を強要する社会通念に反する提案でした。神奈川シティユニオンは、5回にわたる団体交渉で、会社と交渉しましたが、会社は、Aさん、Bさんの勤務日数減を撤回しませんでした。勤務日が週4日間となったAさん、Bさん、の収入は激減しました。

闘いの場は、神奈川労働委員会へ、11月24日に申し立て

神奈川シティユニオンと4名の当該組合員は、11月24日に、契約社員への移行強要、特に、組合に加入した事実を知り、組合に加入したことを嫌悪する会社が組合員であることを理由に労働条件の不利益変更を強行したとして、又、時間外勤務手当が適正に支払われていないとの指摘に対して、精査して払うべき賃金は支払うと団体交渉で約束したにも拘らず、具体例を指摘するまで、未払いを認めず、最終回答日にも部分的にしか、誤りを認めない会社の対応は不誠実であるとして、神奈川労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行いました。第1回目期日は、1月15日10:00~です。テルウェル東日本の全ての従業員に労働委員会の調査・審問に注目することを要請します。(労働委員会は、誰でも自由に傍聴できます。)

テルウェル東日本は、残業代のピンハネを直ちにやめろ！！

テルウェル東日本は、パートタイマー就業規則に何の記載も行わないまま、又、パートタイマー社員の誰もが知らされないまま、残業を行う場合、5分間の移動時間?があるとして、5分間分の残業代を支払っていません。又、残業が2時間を超過する場合には、15分間の休憩時間を与えるとして、15分間分の残業代を支払っていません。誰もが、休憩時間があることを知らないまま、休憩を取ることは考えられません。これは、パートタイマー社員の残業代をピンハネする行為です。

しかも、神奈川シティユニオンが調査すると、人によっては、移動時間が計算されていない。又、残業2時間に対する15分の休憩も与えられていない事例が多発しました。団体交渉では、その様な制度であると説明しながら、これでは制度とは言えません。会社は団体交渉で虚偽の説明を行ったのです。(平たく言えば、「うそをついた。」のです。)

更に、神奈川シティユニオンの調査で全社の極めて杜撰な労働時間の管理が明らかとなりました。ユニオンの計算した労働時間と会社の計算した労働時間の間に10分間の差異があると団体交渉で指摘されると、会社は次回の団体交渉で5分間は移動時間で、5分間は間違いなので支払うと回答しましたが、10月30日に約束した残業代の精査報告(会社は資料を刺すせいすることもなく、×月×日5分間、×月×日15分間などと口頭で報告しただけです。又、会社はユニオンが要求した、勤務時間を明らかにする資料も開示しませんでした。)では、多くの同様な事例が報告から欠落していました。団体交渉でそれをユニオンが

それを指摘すると、人事担当課長は、横浜と本社でダブルチェックしたいので、団体交渉の開催月を遅らせて欲しいと要求し、1ヶ月以上の間隔を空けて団体交渉を行ったにも拘らず、資料は横浜で作成した。私の責任ではないと言い逃れるばかりだったのです。他にも、2時間未満の残業しかしていないのに、15分の休憩時間分の残業代を支払わない、11時からの勤務なのに14時からの勤務コードを誤って入力したために未払が発生した事例も多数存在しました。

テルウェル神奈川の従業員の皆さんにアドバイスします。

就業月報の開示を会社に請求して給与明細書と突き併せて、残業代のピンハネが行われていないかどうか、チェックしましょう。

5分の移動時間や、2時間未満の残業に対する15分間の休憩時間分の給与がピンハネされている場合は、神奈川シティユニオンに相談することをお勧めします

誰でも一人でも入れる労働組合 神奈川シティユニオン

〒212 - 0011 川崎市幸区幸町2 - 684 1

TEL 044 (555) 3411 FAX 044 (555) 3362

JR川崎駅西口 徒歩8分 京急川崎駅西口 徒歩8分

ヤフー・グーグル尊で、神奈川シティユニオンで検索 ホームページへ